雨竜町告示第１号

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の５第１項および第１６７条の１１第２項の規定により、令和５年度および令和６年度において雨竜町が発注する工事またはその他の契約に係る一般競争入札または指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請受付期間、受付場所および申請方法等について、次のとおり定める。

令和５年１月６日

雨竜町長　西 野 尚 志

記

１．基本的資格要件

雨竜町が発注する契約に係る競争入札に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当してはならない。

ア　政令第１６７条の４第１項各号いずれか（第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。以下同じ。）に該当する者または同条第２項のいずれか（第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）に該当する者

イ　国税（法人税、消費税および地方消費税）および都道府県民税（法人税、法人事業税）を滞納している者（納期限が到来しているものに限る。）

ウ　市町村税を滞納している者（納期限が到来しているものに限る。）

エ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３条または第４条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人、その他の使用人または入札代理人として使用している者

２．契約の種類による資格要件

（１）工事の請負契約

ア．　工事の請負契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

（ア）　令和５年１月１日現在において、建設業法（昭和２４年法律第１００号）による許可を受けてから、引き続き２年以上その事業を営んでいること。

（イ）　令和５年１月１日の直前２年度（２４月に満たない場合は前年度）の決算において完成工事高を有していること。

（ウ）　建設業法第２７条の２３第１項の規定に基づき、それぞれの資格に対応する建設業の許可について、国土交通大臣または都道府県知事が行うその経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けて、その結果総合評定値通知（総合評定値（P 点）記載されているもの）を有していること。

（エ）　健康保険・厚生年金保険・雇用保険のすべてにおいて、「加入」もしくは「適用除外」であること。

イ．　工事の請負契約のうち、土木工事、建築工事、電気工事および管工事に係る競争入札参加資格者は、工事の種類に応じ、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案した上で、町長が別に定める工事予定価格に対応する等級に格付けされたものとする。

（ア）客観的審査事項

国土交通省告示に定める項目

（イ）主観的審査事項

ａ　工事施行成績

ｂ　工事実績額

（２）建築物の設計に係る契約

建築物の設計に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

ア．　建築士法（昭和２５年法律第２０２号）による一級建築士事務所または二級建築士事務所についての登録を受けている者であること。ただし、建築設備のみの設計を営んでいる場合はこの限りではない。

イ．　令和５年１月１日現在において、引き続き１年以上その事業を営んでいること。

ウ．　令和５年１月１日の直前１年間に、その事業に係る売上高を有していること。

エ．　資本金が３００万円以上または従業員が３人以上であること。

（３）地質調査に係る契約

地質調査に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

ア．　地質調査業者登録規程（昭和５２年建設省告示第７１８号）による登録を受けている者であること。

イ．　令和５年１月１日現在において、引き続き１年以上その事業を営んでいること。

ウ．　令和５年１月１日の直前１年間に、その事業に係る売上高を有していること。

エ．　資本金が３００万円以上または従業員が３人以上であること。

（４）測量に係る契約

測量に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

ア．　測量法（昭和２４年法律第１８８号）による登録を受けている者であること。

イ．　令和５年１月１日現在において、引き続き１年以上その事業を営んでいること。

ウ．　令和５年１月１日の直前１年間に、その事業に係る売上高を有していること。

エ．　資本金が３００万円以上または従業員が３人以上であること。

（５）土木施設物の設計に係る契約

土木施設物の設計に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

ア．　令和５年１年１日現在において、引き続き１年以上その事業を営んでいること。

イ．　令和５年１年１日の直前１年間に、その事業に係る売上高を有していること。

ウ．　資本金が３００万円以上または従業員が３人以上であること。

（６）建設コンサルタントに係る契約

建設コンサルタントに係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

ア．　建設コンサルタント登録規程（昭和５２年建設省告示第７１７号）による登録を受けている者であること。

イ．　令和５年１月１日現在において、引き続き１年以上その事業を営んでいること。

ウ．　令和５年１月１日の直前１年間に、その事業に係る売上高を有していること。

エ．　資本金が３００万円以上または従業員が３人以上であること。

（７）警備に係る契約

警備に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

ア．　警備業法（昭和４７年法律第１１７号）による認定を受けている者であること。

イ．　令和５年１月１日現在において、引き続き１年以上その事業を営んでいること。

ウ．　令和５年１月１日の直前１年間に、その事業に係る売上高を有していること。

エ．　資本金が３００万円以上または従業員が３人以上であること。

（８）管理、清掃、その他役務および業務等に係る契約

管理、清掃、その他役務および業務等に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

ア．　令和５年１月１日現在において、引き続き１年以上その事業を営んでいること。

イ．　令和５年１月１日の直前１年間に、その事業に係る売上高を有していること。

ウ．　資本金が３００万円以上または従業員が３人以上であること。

（９）除（排）雪に係る契約

除（排）雪に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

ア．　令和５年１月１日現在において、引き続き１年以上その事業を営んでいること。

イ．　除（排）雪に係る機械を有していること。

ウ．　資本金が３００万円以上または従業員が３人以上であること。

（10）印刷物の製造または物品の購入等に係る契約

印刷物の製造または物品の購入等に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

ア．　令和５年１月１日現在において、引き続き１年以上その事業を営んでいること。

イ．　資本金が３００万円以上または従業員が２人以上であること。

（11）一般廃棄物収集に係る契約

一般廃棄物収集に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

ア．　令和５年１月１日現在において、引き続き１年以上その事業を営んでいること。

イ．　令和５年１月１日の直前１年間に、その事業に係る売上高を有していること。

ウ．　資本金が３００万円以上または従業員が２人以上であること。

（12）造林に係る契約

造林に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

ア．　令和５年１月１日現在において、引き続き１年以上その事業を営んでいること。

イ．　資本金が３００万円以上または従業員が２人以上であること。

３．資格の有効期間

資格の有効期限は、令和５年度と令和６年度の２年（度）間（令和５年４月１日～令和７年３月３１日）とする。

４．資格の消滅

競争入札の参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

（１）　政令第１６７条の４第１項に規定する者になったとき。

（２）　政令第１６７条の４第２項の規定に基づき、競争入札への参加を排除されたとき。

（３）　営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

（４）　その他、２に定める資格要件のいずれかを欠くに至ったとき。

５．資格審査の申請時期および方法

（１）申請時期

ア．　令和５年２月１日から令和５年２月２８日までとし、郵送による提出を基本とする。

（持参提出の場合は、日曜日、土曜日および祝日を除く毎日午前９時００分から１１時３０分、午後１時００分から４時３０分までとする）

イ．　共同企業体、中小企業等協同組合（昭和２４年法律第１８１号）の規定に基づき設立された中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）および中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）の規定に基づき設立された協業組合（以下「協業組合」という。）に係る申請時期は、上記のほか当該共同企業体が結成されたときまたは協同組合もしくは協業組合が設立されたときとする。

（２）申請の方法

別に指定する申請提出書類等を次に示す提出先に郵送し、提出することにより行うものとする。

申請提出書類等　：　別表１による

申請書類提出先　：　雨竜町総務課総務担当

〒０７８－２６９２

北海道雨竜郡雨竜町字フシコウリウ１０４番地

電話番号０１２５－７７－２２１１（代表・課直通）

６．名称変更等に伴う資格審査の書類

（１）競争入札参加資格者は、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、再度資格審査の申請をするものとする。

ア．　名称、商号を変更した場合

イ．　法人たる競争入札参加資格者がその組織を変更した場合

ウ．　共同企業体、協同組合および協業組合たる競争入札参加資格者がその構成員（協同組合または協業組合の場合は、競争入札参加資格者たる組合員に限る。）を変更した場合。

（２）前号の申請は、別に指定する申請書類等を提出することにより行うものとする。